

令和2年2月4日  
八戸航空基地隊八戸経理隊

## 物品等の調達における「オープンカウンター方式による公募型見積り 合わせ」の導入について

平素から、海上自衛隊及び八戸航空基地隊の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。警戒監視活動をはじめとする日々の任務を粛々と実施できますことは、皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、当基地では、物品等の調達における公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、見積り合わせによって物品等を調達する際に、より多くの事業者から見積書を提出いただけるよう、オープンカウンター方式による公募型見積り合わせを導入いたします。

### 1 概要

見積り合わせによって物品等を調達する前に、物品等の調達予定の要件名リストを掲示し、要求案件ごと見積書の提出を公募いたします。これにより、契約相手方を特定することなく、多くの事業者から見積書を提出いただくことが可能となります。

### 2 対象調達

見積り合わせを行う物品等の調達のうち、予算決算及び会計令第99条第3号、第4号、第5号及び第7号の規定に該当するもので、官側が見積書の提出を公募することが適当と判断する調達となります。調達予定の要件名リストに記載されていないその他の調達は、従前の方法により見積書の徴収を行います。

### 3 実施手順

- (1) 八戸航空基地隊経理隊は、見積り合わせにより調達しようとする物品等の調達情報を「八戸航空基地隊ホームページ」「八戸航空基地隊経理隊掲示板」などに掲示します。
- (2) 事業者は、要件名リストから受注希望案件を選定し、参加申し込みを行います。経理隊から仕様書を受領し、仕様内容を確認いただいた上で、提出期限までに見積書を契約課へ提出していただきます。見積書は原本に限ります。(FAXやメールでの提出は認められません。)

提出いただいた見積書を審査し、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提

出いただいた事業者を契約相手方とする、いわゆる簡易型一般競争入札ですので、一度提出いただいた見積書の差替え、変更及び取消しは行えません。

- (3) 企画提案又は見本の提出が参加の条件とされている案件の場合は、「企画提案書」又は「製品見本」若しくはその両方を事前に提出していただき、企画審査等を受けるものとします。企画審査等に合格した事業者が見積書を経理隊に提出することができます。
- (4) 経理隊において見積書を審査し、契約相手方を決定します。見積書を審査した結果は、契約相手方の決定通知以外の公表はいたしません。  
なお、同価格の見積書が2者以上ある場合には、当該者によるくじ引き等による抽選といたします。ただし、何らかの理由で参加が困難な場合は、当該契約事務に関係のない職員の代理抽選となります。
- (5) 同等品申請については、それぞれ担当者にお問い合わせください。

#### 4 参加資格

オープンカウンター方式に参加できる者は、次の各項に該当する者としてします。

なお、次の各項に該当する者であっても、契約担当官等との間で締結した契約において、過去1年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認められません。

- (1) 予決令第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、契約担当官海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊長（以下「契約担当官等」という。）が求める「資格の種類」を有し、「C又はD」の等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) (3)の全省庁統一資格を有していない場合は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (5) (1)～(4)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- (6) 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官等との間で契約

を締結した実績がある事業者（（3）の競争参加資格において、A又はB等級に格付けされている者を除く。）

- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (10) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (11) 以下のア及びイに示す契約の相手方として不適当な者又は不適当な行為をする者でないこと。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

## 5 契約保証金

確実な契約履行が確保できないおそれがある場合を除き、契約保証金は免除することとする。

## 6 見積書の無効

- (1) 参加資格を有しない者の提出した見積書
- (2) 記名押印を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字などの理由により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) 見積に関する条件に違反した見積書

## 7 その他

本方式の細部についてご不明な点があれば、八戸航空基地隊経理隊契約班までお問い合わせください。

039-1180

青森県八戸市大字河原木字高館

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸経理隊契約班

電話：0178-28-3011（内線2446）

FAX：0178-28-6703

海上自衛隊調達情報ホームページ：

[http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu\\_idx.html](http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html)

※ 皆様からの市場価格に関するご意見、調達に関するご要望などを受け付けています。